令和元年 第2回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

- 1. 開催日時 令和元年6月21日
- 1. 開催場所 西予市議会第3委員会室
- 1. 開 会 令和元年6月21日 午前 9時00分
- 1. 散 会 令和元年6月21日 午後 1時21分
- 1. 出 席 委 員

委員長 宇都宮 久見子

副委員長 小野 正昭

委員 中村 一雅

委員 山本 英明

委員 小玉 忠重

委員 森川 一義

委員 藤井 朝廣

1. 欠 席 委 員

なし

1. 出席説明員

(産業部)

産業部長(兼)生活福祉部産廃処理施設

担当

部長 酒井 信也

農業水産課長 三瀬 計浩

農業水産課課長補佐 和氣 右記

農業水産課課長補佐 面平 健一

農業水産課課長補佐 稲垣 国弘

農業水産課係長 井上 誠教

林業課長 中城 多喜恵

林業課課長補佐 酒井 淳二

経済振興課長 上口 等

経済振興課課長補佐 和気 伸二

経済振興課係長 都築 卓郎

(建設部)

建設部長 清水 昭広

上下水道課長 松下 徳隆

上下水道課課長補佐 大塚 修司

上下水道課課長補佐 上甲 敬一

建設課長 三瀬 文丈

建設課課長補佐 中川 伸二

建設課課長補佐 水野 直樹

(支所)

三瓶支所産業建設課長 浅野 幸彦

1. 出席議会事務局職員

書記 大内 俊二

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会議の経過 別紙のとおり

- 本日の会議に付した事件
- 議案第81号 西予市森林環境譲与税基金条例 制定について
- 議案第110号 西予市宇和文化の里条例の一部 を改正する条例制定について
- 議案第111号 西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第112号 西予市漁港管理条例の一部を改 正する条例制定について
- 議案第113号 西予市道路占用料徴収条例の一 部を改正する条例制定について
- 議案第114号 西予市港湾管理条例の一部を改 正する条例制定について
- 議案第115号 西予市給水条例の一部を改正す る条例制定について
- 議案第116号 西予市水道布設事業分担金徴収 条例の一部を改正する条例制定 について
- 議案第117号 西予市簡易水道及び愛媛県条例 水道の設置に関する条例の一部 を改正する条例制定について
- 議案第118号 西予市農業集落排水処理施設使 用料徴収条例の一部を改正する 条例制定について
- 議案第119号 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制 定について
- 議案第120号 西予市公共下水道条例の一部を 改正する条例制定について
- 議案第122号 令和元年度西予市一般会計補正 予算(第1号)
- 議案第126号 令和元年度西予市公共下水道事 業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第127号 令和元年度西予市水道事業会計 補正予算(第1号)
- 陳情第2号 西予市内建築業者の育成に関す る要望

開会 午前9時00分

○小野副委員長

これより、令和元年第2回定例会産業建設 常任委員会を開会いたします。開会にあた り、宇都宮委員長より挨拶があります。

○宇都宮委員長

(宇都宮委員長が挨拶を行う。)

○小野副委員長

次に、酒井産業部長より挨拶をお願いいた します。

○酒井産業部長

(酒井産業部長が挨拶を行う。)

○小野副委員長

これより、議案審査に入りますけれども、 審査の前に御注意を申し上げておきます。発 言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言 をしてください。それではこれよりの進行は 委員長が行います。

○宇都宮委員長

それでは、早速審査に入りたいと思います。 議案第112号「西予市漁港管理条例の一部を改 正する条例制定について」を議題といたしま す。三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬農業水産課長

それでは、議案第112号「西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について」ご説明申し上げます。

西予市では、漁港の適正な維持管理を行うため、国で定めております漁港漁場整備法、これに基づく模範漁港管理規定を参考に本条例を定めているところでございます。今回の改正は、漁港施設に関する利用規制を緩和し、漁港を有効活用させるため、模範漁港管理規定例の一部が改正されたことに伴い、市が管理いたします漁港施設の占用許可の最長期間を10年に延期するものであります。

対象となる漁港は西予市内全ての漁港で、 明浜で5漁港、三瓶で8漁港ございます。ま た、あわせまして、消費税率及び地方消費税 率の引き上げに伴い、利用料、使用料及び土 砂採取料の料金改定を行うため、本条例の一 部を改正するものでございます。ご審議の上、 ご決定くださいますようよろしくお願い申し 上げます。

○宇都宮委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより 質疑を行います。質疑はありませんか。

○宇都宮委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。議案第112号「西予市漁港 管理条例の一部を改正する条例制定について」 原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どお り可決することに決しました。

続きまして、議案第122号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)」農業水産課所管分を議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬農業水産課長

それでは、議案第122号「令和元年度西予市 一般会計補正予算(第1号)」の農業水産課 所管分についてご説明いたします。補正予算 書の22ページをお開きください。

6款1項2目事業概要欄1行目でございますが、農業関係各種負担金事業、これに係ます補正予算についてご説明いたします。補正額は10万円の増額です。今回、南予地域の1市3町で地域の鳥獣被害対策と活性化を図ることを目的に組織されております南予地域ジビエ利用推進協議会、ここには現在宇和島市、愛南町、松野町、鬼北町で結成をされております。これに西予市が新規に加入したことに伴い、負担金が発生したことにより今回補正を上程するものでございます。

続きまして、同じく補正予算書 22 ページを お開きください。6 款 1 項 3 目事業概要欄 1 行 目でございますが、農業用機械・施設整備事 業に係る補正予算についてご説明いたします。 補正額は 137 万 2000 円の増額です。本事業は、 平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けました柑 橘農家の復興を推進する事業でございます。 県単独の事業で、柑橘農業復興推進事業によ り東宇和農業協同組合が、農作業受託に必要 な備品購入、電動はさみ、草刈り機、背負い 動噴等でございますが、これに必要な経費に 対して県が 3 分の 1 、市が 3 分の 1 以内の補 助を行うものでございます。続きまして、同 じく 22 ページ、3 目農業振興費、事業概要欄 の 2 行目でございますが、農業後継者育成事 業に係る補正予算についてご説明いたします。 補正額は 267 万 4000 円の増額です。今回、事 業費の増によりまして県補助金が増額となる ものでございます。県単独補助事業、えひめ 次世代ファーマーサポート事業により、東宇 和農業協同組合が新規就農者の募集や研修施 設、主に園芸施設でございますが、イチゴ、 キュウリ、トマト、柚子、栗等の果樹園地、 これらを整備し、新規就農者の確保、定着に 向けた研修体制の整備、取り組み強化を図る ことを目的として実施するものでございます。 1の補助を行うものでございます。

続きまして、同じく 22 ページでございますが、3 目農業振興費の事業概要欄3行目、新規作物等産地育成事業、これに係ます補正予算についてご説明いたします。補正額は 34 万7000 円の増額です。今回、愛媛県水稲新品種が誕生したことを受け、県単新規事業でございますひめの凛生産拡大支援事業により、販売目的として、ひめの凛の種苗を導入される事業実施主体に対して補助を行うものでございます。補助率は県が2分の1以内、市が4分の1以内、合計で4分の3以内となっております。次に、補正予算書 31 ページをお開きください。

11 款1項1目農地災害復旧費に係る補正予算についてご説明いたします。補正額の増減はございません。今回、農地災害復旧事業におきまして、当初補助率 50%が 95.1%にかさ上げとなったため補正を計上するものでございます。内訳につきましては、歳入の項目でご説明をさせていただきます。

続きまして、32ページ、11 款 1 項 2 目、農業用施設災害復旧事業費に係る補正予算についてご説明申し上げます。補正額の増減はございません。農業用施設災害復旧事業におきまして、当初補助率 65%が 98.7%にかさ上げとなったため補正を計上するものでございます。これにつきましても歳入の項目でご説明をさせていただきます。

続きまして、歳入予算についてご説明をいたします。補正予算書9ページをお開きください。11款1項2目1節農林水産施設災害復旧費分担金、説明欄の1行目でございますが、

農地災害復旧費分担金 433 万円の減額でございます。同じく 2 行目農業用施設災害復旧事業費分担金 1705 万 3000 円の減額でございます。これにつきましては、先ほどの 31 ページから32 ページの農地・農業用施設災害復旧事業の特定財源として充当されるものでございます。

続きまして、同じく9ページ、13款1項5目2節の農林水産業施設災害復旧費国庫負担金、説明欄の1行目農地災害復旧費国庫負担金2164万8000円の増額、同じく2行目、農業用施設災害復旧事業費国庫負担金8526万1000円の増額につきましては、先ほどの31ページから32ページにかけましての農地・農業用施設災害復旧事業の特定財源として充当されるものでございます。

続きまして、補正予算書 11 ページをお開き ください。14 款 2 項 4 目 1 節農業費県補助金、 説明欄 1 行目の次世代ファーマーサポート事 業費県補助金 267 万 4000 円の増額、同じく 2 行目、ひめの凛生産拡大支援事業費県補助金 23 万 2000 円の増額、同じく 3 行目、柑橘農業 復興推進事業費県補助金 68 万 6000 円の増額に つきましては、22 ページの農業振興費の 3 事 業にそれぞれ充当されるものでございます。

続きまして、13 ページをお開きください。 20 款 1 項 11 目 2 節の農林水産業施設債、説明欄 1 行目、農地災害復旧事業 3570 万円の減額。同じく 2 行目、農業用施設災害復旧事業5590 万円の減額につきましては、先ほどの31 ページから32 ページにかけましての農地・農業用施設災害復旧事業の特定財源として充当されるものでございます。以上、農業水産課所管にかかります6月補正予算の概要説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○宇都宮委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより 質疑を行います。質疑はありませんか。

〇山本委員

広報誌にも、2人のこの事例が載っておったんですが、22ページの農業後継者育成事業なんですが、今までの成果といいますか、実質の人数が増えているのか、今の現状とそれから今後のこれだけの予算をつけてどうなりそうだなというような、また、来年度も予算

を付けていこうとか、今後の展望などありま したら教えてもらったらと思います。

○三瀬農業水産課長

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。現在、農業次世代人材投資資金交付金事業によりまして、交付しております新規就農者につきましては 69 名新規就農者が在籍をされております。

今回、ファーマーサポート事業によりまして、東宇和農業協同組合が施設を整備いたしまして、その後、新規の農業に取り組まれる方の募集を行います。これは全国的に行われております人材雇用のフェアとかに市も一緒に参加をさせていただきまして、その中で新規就農者の方の募集を行いまして、今回整備いたしますイチゴであったり、ゆずとか、そういう園地での栽培実習を行うようにしております。これによりまして、最低でも10人から15名ぐらいの新規の就農者を予定したいと思っております。以上ございます。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。議案第122号「令和元年度 西予市一般会計補正予算(第1号)」農業水 産課所管分について、原案に賛成の委員の挙 手を求めます。

挙手全員により委員会としては、原案どおり 可決することに決しました。暫時休憩いたし ます。(休憩 午前9時21分)

○宇都宮委員長

再開いたします。 (再開 午前9時24分) 次に、議案第81号「西予市森林環境譲与税 基金条例制定について」を議題といたします。 中城課長の説明を求めます。

○中城林業課長

それでは、議案第 81 号「西予市森林環境譲与 税基金条例制定について」ご説明いたします。

平成 31 年4月1日に施行されました「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、市町村が行う間伐や人材育成費用等、使途を定めた上で都道府県及び市町村に対して森林環境譲与税が譲与されます。

○宇都宮委員長

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時26分)

○宇都宮委員長

再開いたします。(再開 午前9時32分)

○中城林業課長

しかし、森林現場における諸問題には早期に対応する必要があることから、森林環境譲与税の譲与は、特別会計による借り入れを行うことにより平成31年度から実施されます。本条例は、同法律に基づき国から譲与される森林環境譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、間伐や担い手の確保、森林整備の促進に関する費用に充てるため制定するものです。以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○宇都宮委員長

中城課長の説明は終わりました。これより 質疑を行います。質疑はありませんか。

○宇都宮委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。議案第81号「西予市森林 環境譲与税基金条例制定について」原案に賛 成の委員の挙手を求めます。

○宇都宮委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。続きまして、 議案第122号「令和元年度西予市一般会計補正 予算(第1号)」林業課所管分を議題といた します。中城課長の説明を求めます。

○宇都宮委員長

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時35分)

○宇都宮委員長

それでは再開いたします。 (再開 午前9時 40分)

〇中城林業課長

それでは、議案第122号「令和元年度西予市 一般会計補正予算」の林業課所管分について ご説明いたします。

補正予算書の23ページをお開きください。6款2項2目林業振興費、事業概要欄1行目、 県単独林道整備事業に係る補正予算について ご説明いたします。補正額は700万円の減額で す。補正後の事業費は3300万円になります。 内示額変更に伴い減額補正を行うものです。 主な事業費は、工事請負費2800万円、測量設 計委託業務500万円です。令和元年度は明浜町 宮野浦地区に開設の林道宮野浦線の施工延長 240 メートルと野村町野村地区の林業専用道伊 勢井谷桜が峠線の改良100メートルの計画です。

続きまして、同じく 23 ページ、2 目事業概要欄 4 行目、林道雨包線舗装事業に係る補正予算についてご説明いたします。補正額は1500 万円の増額です。補正後の事業費は2722 万 8000 円になります。内示額変更に伴い増額補正を行うものです。主な事業費は工事請負費 2315 万円、測量設計委託業務 375 万円です。令和元年度は施行延長 700 メートルを予定しております。本路線は、昭和 63 年に開設されました野村町舟戸地区から城川町野井川地区を結ぶ幹線林道で、降雨等による路面の侵食で通行に支障をきたしているために、平成30 年度から令和7年度の8カ年で舗装工事を完了する予定です。総延長は7,075メートル、幅員 4 メートルの計画です。

続きまして同じく 23 ページ、2 目事業概要 欄5行目、林道ダネクサ2号線舗装事業に係 る補正予算についてご説明いたします。補正 額は 1250 万円の増額です。補正後の事業費は 2860 万 6000 円になります。内示額変更に伴い 増額補正を行うものです。主な事業費は、工 事請負費 2250 万円、測量設計委託業務 550 万 円です。令和元年度は工事施工延長690メート ルを予定しております。本路線は昭和 49 年に 開設されました野村町高瀬地区から富野川地 区へつながる路線であり、降雨等による路面 の侵食で通行に支障をきたしているために、 令和元年度から令和5年度の5カ年で舗装工 事を完了する予定です。総延長は3,182メート ル、幅員3メートルの計画です。続きまして同 じく 23 ページ、2 目事業概要欄6行目、林道 岩瀬戸線舗装事業に係る補正予算についてご 説明いたします。補正額は 1250 万円の増額で す。補正後の事業費は3067万4000円になりま す。内示額変更に伴い増額補正を行うもので す。主な事業費は、工事請負費 2550 万円、測 量設計委託 440 万円です。令和元年度は施行延 長700メートルを予定しております。本路線は 昭和 48 年に開設されました宇和町田野中地区 の幹線となる林道で、降雨等による路面の侵 食で通行に支障をきたしているため、令和元 年度から令和5年度の5カ年計画で完了する

予定です。総延長は 3,110 メートル、幅員 3.6メートルの計画です。

続きまして同じく 23 ページ、事業概要欄8 行目、緊急自然災害防止対策事業に係る補正 予算についてご説明いたします。補正額は1億 500 万円の増額です。昨年7月の豪雨により被 災した明浜町宮野浦地区と野村町の河西と平 野、その3地区の被災地の拡大防止を図るた め、林地崩壊防止対策を工事するものです。 主な事業費は工事請負費 8700 万円、測量設計 委託料 1800 万円です。総事業費は、事業期間 が31年、32年の2カ年限りの新規事業であり、 災害の発生予防、防止拡大を目的としまして、 緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、地 方単独で実施する防災インフラ整備事業です。

続きまして同じく 23 ページ、事業概要欄 2 行目、ICTまち・ひと・しごと創生推進事業に係る補正予算についてご説明いたします。補正額は 183 万 9000 円の増額です。補正後の事業費は 255 万 8000 円になります。平成 31 年 4月1日から施行されております森林経営管理法に基づき、適切な森林管理を推進していくために、平成 28 年度に総務省のICTまち・ひと・しごと創生推進事業で導入して運用しております森林林業クラウドシステムの改修と支所のほうでも利用できるように機器と環境整備を行うものです。主な事業費はシステム改修委託料 165 万円、機械器具費 56 万 4000 円です。

続きまして同じく 23 ページ、7行目、森林 経営管理制度事業に係る補正予算についてご 説明いたします。補正額は 397 万 1000 円の増 額です。平成 31 年4月1日から施行されてお ります森林経営管理法に基づく適切な森林管 理を推進していくために、森林所有者の経営 管理の意向調査や山林調査委託料等の経費を 計上するものです。主な事業費は、山林調査 委託料 246 万円、機械器具費 137 万 5000 円と なっております。

続きまして、32 ページをお開きください。 11 款1項3目林業用施設災害復旧費、事業概要欄、林業用施設災害復旧事業(過年度)に係る補正予算についてご説明いたします。補正額は1347万9000円の増額です。補正後の事業費は2億8599万2000円になります。昨年7月 豪雨災害の被災箇所について、未各地でありました被災箇所の市単独林業用施設災害復旧事業補助金(過年度分)について、申請により増額補正を行うものです。宇和町内で14件、野村町内で29件の復旧計画です。

続きまして、33ページをお開きください。 13款2項1目事業概要欄、森林環境譲与税基金 事業に係る補正予算についてご説明いたしま す。補正額は3153万4000円の増額です。令和 元年度から国より譲与されます森林環境譲与 税及び基金利息分を森林環境譲与税基金に積 み立てするものです。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。補正予算書9ページをお開きください。2款5項1目1節森林環境譲与税、補正額は3152万8000円の増額となります。34ページの森林環境譲与税基金事業に特定財源として充当されます。

続きまして、同じく 9ページをお開きください。11 款 1 項 1 目 2 節林業費分担金、補正額は 165 万円の増額となります。23 ページの林道開設、舗装 4 事業の特定財源として充当されます。

続きまして、同じく9ページをお開きください。11款1項2目1節農林水産施設災害復旧費分担金、説明欄3行目、林業用施設災害復旧費分担金、補正額は1099万7000円の減額となります。32ページの林業用施設災害復旧事業(過年度)の特定財源として充当されます。

続きまして補正予算書 11 ページ、14 款 2 項 4 目 2 節林業費県補助金、補正額は 1650 万円の 増額となります。23 ページの林道開設、舗装 4 事業の特定財源として充当されます。

続きまして同じく 11 ページ、15 款 1 項 2 目 1 節利子、森林環境譲与税基金利子、補正額は 5,000 円の増額となります。32 ページの森林環境譲与税基金事業の特定財源として充当されます。

続きまして、補正予算書 12 ページをお開き ください。20 款 1 項 3 目 2 節林業債、補正額は 1 億 2000 万円の増額となります。23 ページの 林道開設、舗装 4 事業及び緊急自然災害防止 対策事業の特定財源として充当されます。続 きまして、同じく 13 ページをお開きください。 20 款 1 項 11 目災害復旧事業債、2 節農林水産 業施設債、説明欄3行目、林業用施設災害復旧事業、補正額は8780万円の減額となります。32ページの林業用施設災害復旧事業(過年度)の特定財源として充当されます。以上で林業課所管に係る6月補正予算の内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○宇都宮委員長

中城課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○宇都宮委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。議案第122号「令和元年度 西予市一般会計補正予算(第1号)」林業課 所管分について、原案に賛成の委員の挙手を 求めます。挙手全員により、当委員会として は原案どおり可決することに決しました。暫 時休憩いたします。(休憩 午前10時01分)

○宇都宮委員長

再開いたします。(再開 午前10時11分) それでは、議案審査に入りたいと思います。

議案第110号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。上口経済振興課長の説明を求めます。

〇上口経済振興課長

議案第110号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、文化の里休憩所と先哲記念館の和室使用料の改定を行うものであります。これらの使用料は、今回同様の理由で改定される市内公民館和室使用料に合わせたものとしております。また、末光家住宅における筆界未定地であった地番の錯誤を改めるため改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

上口課長の説明は終わりました。これより 質疑を行います。質疑はありませんか。

○森川委員

これ、回数券買うとる場合は、その差額だけ、消費税の分だけ追加いうことになります

ね。

〇上口経済振興課長

和室につきましては回数券のほうはございません。以上答弁とさせていただきます。

○小野副委員長

末光家と先哲記念館の過去5年間ぐらいの 入場者の動向がわかったら答弁願います。

○上口経済振興課長

ご質問のありました施設の利用者数について回答をさせていただきます。まず、文化の里全体でご報告させていただきますと、平成28年度からちょっと30年度分の資料しかございませんが、平成28年度は2万9372人、平成29年度は2万9588人、平成30年度は3万1682人となっております。今回の改正をします先哲記念館の和室の使用につきましては、平成28年度が410人、平成29年度が441人、平成30年度が320人となっております。以上答弁とさせていただきます。

○小野副委員長

全体については右肩上がりで増えてるんですけども、先哲記念館のほうが上がっていたのが30年度、これでいくと60人ぐらいマイナスですかね。ですんでその辺のところは消費税がアップするに当たってその動向がどうかなというふうな観点から質問をしましたけれども、やはり文化の里にふさわしいように、大変でしょうけれども、皆さん方に周知をして、文化の里の特徴とかそういう面を十分維持していただくような努力をお願いします。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第110号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」原案に 賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案ど おり可決することに決しました。

続きまして、議案第111号「西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。 上口課長の説明を求めます。

〇上口経済振興課長

議案第111号「西予市みかめ本館の設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例制定 について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、三瓶地域における宿泊施設不足 の解消と地域間交流の促進及び中心市外地の 活性化を図る拠点施設として指定管理者制度 により有限会社みかめ本館トータルサービス が運営をしております。平成 17 年からこれま で 14 年間、利用料金の見直しを行わず固定さ れた利用料金で運営しておりましたが、最低 賃金や光熱水費、経年劣化の激しい施設の維 持管理など、運営コストが年々上昇し、施設 の稼働状況は安定しているものの利益を確保 していくことが難しくなり、施設の維持管理 を初めとした運営全般に苦慮している状況に あります。今回の改正につきましては、施設 の健全な運営を図るため、運営コスト増加分 を総合的に加味し、また、10 月に予定されて おります消費税率及び地方消費税率の引き上 げに伴う改定をあわせて行うものであります。 よろしくご審議の上、ご決定くださいますよ うお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

上口課長の説明は終わりました。これより 質疑を行います。質疑はありませんか。

○山本委員

どこでもそうだと思うんですが、月別とか 年間の利用料の現状とか推移がわかれば教え 願いたいと思います。

〇上口経済振興課長

ご質問のありました宿泊者数等につきまして答弁させていただきます。平成 24 年度から30 年度の今資料を持っております。平成 24 年度は2,945名の宿泊者数、平成25年度3,187人、平成26年度3,329人、27年度3,581人、28年度3,271人、29年度3,291人、平成30年度3,152人となっております。以上、答弁とさせていただきます。

〇山本委員

年間通じての利用料だと思いますが、月別は、季節ごととかそれはわかりますか。

〇上口経済振興課長

月別のご質問です。平成 30 年度たくさんちょっと資料がございますので、平成 30 年度の4月からの月別の宿泊者数をお答えさせていただきます。4月 259 人、5月 325 人、6月 127人、7月312人、8月363人、9月235人、

10月324人、11月309人、12月256人、1月169人、2月182人、3月291人となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。暫時休憩いた します。(休憩 午前10時30分)

○宇都宮委員長

再開いたします。ほかに質疑はありませんか。(再開 午前10時31分)

○中村委員

今回の料金改定で単価1,000円ぐらい上がっているように思うんですけれども、これで宿泊客数、利用者数が落ちずに、運営コスト自体改善された場合はですね、今後の指定管理料、委託料の変更云々というそういう考え方についてお聞きしたいと思います。

○上口経済振興課長

お答えさせていただきます。公共施設の今後の指定管理委託料につきましては、方向性としましては、管理料、委託料はなしの状態で施設運営をしていただく方向で考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第111号「西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。暫時休憩といたします。(休憩 午前10時33分)

○宇都宮委員長

それでは再開いたします。 (再開 午前 10 時 40分)

それでは建設部上下水道課所管分の議案審査に入ります前に、建設部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○清水建設部長

(清水建設部長が挨拶を行う。)

○宇都宮委員長

それでは、議案審査に入りたいと思います。 議案第115号「西予市給水条例の一部を改正す る条例制定について」、議案第116号「西予市 水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正す る条例制定について」、議案第117号「西予市 簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する 条例の一部を改正する条例制定について」、 議案第118号「西予市農業集落排水処理施設使 用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」、 議案第119号「西予市浄化槽市町村整 備推進事業条例の一部を改正する条例制定について」、 議案第120号「西予市公共下水道条 例の一部を改正する条例制定について」以上 6議案につきましては、一括議題で説明する こととし、しかる後に質疑を行い、一議案ず つ採決を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○宇都宮委員長

それでは、松下課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

議案第115号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第120号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」までの6議案につきましては、令和元年10月1日に施行される予定の消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、条例の一部を改正するものなどであり、関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

それでは、議案第115号「西予市給水条例の 一部を改正する条例制定について」をご説明 申し上げます。今回の改正は、消費税率及び 地方消費税率の引き上げに伴い、水道料金の 改定及び所要の整備を行うため本条例の一部 を改正するものであります。詳細につきまし ては、配信しております新旧対照表の 22 ペー ジ及び 23 ページの別表第1をごらんください。 金額は税込み金額になっており、消費税及び 地方消費税の税率を 10%にしております。使 用料は本表に定められた基本料金及び超過料 金の合計額となります。例えば口径 13 ミリの 場合、5立方メートルまでは現行の基本料金 648 円から660 円になります。5 立方メートル を超え8立方メートルまでは、現行の基本料 金 972 円から 990 円になります。 8 立方メート ルを超える分につきましては、1立方メート ル当たり、明浜町で275円、宇和町で220円、 野村町で165円、三瓶町で170.5円を加算する ことになります。なお、使用料につきまして

は、経過措置を設けてあります。加入金につきましては、新旧対照表の 25 ページの別表 3 をごらんください。金額は税込み金額となっており、消費税及び地方消費税の税率を 10%にしております。この条例の改正は令和元年10 月1日から施行する予定としております。また、上位法であります水道法施行令の改正に伴い、条文中の条数の改正をいたしております。

次に、議案第116号「西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」をご説明申し上げます。今回の改正は、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、本条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、配信しております新旧対照表の1ページをごらんください。水道布設事業分担金徴収金額の従前の賦課基準額に100分の108を乗じた金額がら100分の110を乗じた金額に改正するものであります。この条例の改正は令和元年10月1日から施行する予定としております。

次に、議案第117号「西予市簡易水道及び愛 媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改 正する条例制定について」をご説明申し上げ ます。今回の改正は、消費税率及び地方消費 税率の引き上げに伴い、本条例の一部を改正 するものであります。詳細につきましては、 配信しております新旧対照表の 14 ページから 20 ページの別表第2をごらんください。金額 は税抜金額であります。水道料金について本 表より算出された合計額に現行の 100 分の 108 を乗じた額から 100 分の 110 を乗じた額に 改正するものであります。なお、使用料につ きましては、経過措置を設けてあります。加 入金につきましては、新旧対照表の 20 ページ 及び 21 ページの別表第3をごらんください。 金額は税抜金額でありますので、本表の加入 金に現行の 100 分の 108 を乗じた額から 100 分 の 110 を乗じた額に改正するものであります。 この条例の改正は令和元年 10 月1日から施行 する予定としております。

次に、議案第118号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」をご説明申し上げます。今回の改正は、消費税率及び地方消費税率の引き

上げに伴い、使用料の改定及び所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、配信しております新旧対照表の3ページ及び4ページの別表をごらんください。消費税及び地方消費税の税率を10%にしております。例えば、一般用の場合、現行では基本料金1,540円から1,570円になります。この条例の改正は令和元年10月1日から施行する予定としております。また、集会所等の公共施設の使用料について明記いたしております。

次に、議案第119号「西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について」をご説明申し上げます。今回の改正は、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、使用料の改定及び所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、配信しております新旧対照表の7ページの別表2をごらんください。本条例は、明間地区の市町村設置型浄化槽について定めたものであり、農業集落排水処理施設使用料と同額となっております。この条例の改正は令和元年10月1日から施行する予定としております。

次に、議案第120号「西予市公共下水道条例 の一部を改正する条例制定について」をご説 明申し上げます。今回の改正は、消費税率及 び地方消費税率の引き上げに伴い、使用料の 改定を行うため本条例の一部を改正するもの であります。詳細につきましては、配信して おります新旧対照表 17 ページの別表をごらん ください。金額は税込み金額となっており、 消費税及び地方消費税の税率を 10%にしてお ります。使用料については、8立方メートル までの基本使用料が現行の 102 円から 115 円に なります。8立方メートルを超える従量使用 料は20立方メートルまでは1立方メートル当 たり151.2円から154円になります。20立方メ ートルを超える分につきましては、1立方メ ートル当たり 162 円から 165 円になります。な お、使用料につきましては、経過措置を設け てあります。この条例の改正は令和元年 10 月 1日から施行する予定といたしております。 以上、議案第115号「西予市給水条例の一部を 改正する条例制定について」、議案116号「西

予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」、議案第117号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第118号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」、議案第119号「西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について」、議案第120号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」の説明を終わります。以上6議案、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより 6議案一括で質疑を行います。質疑はありま せんか。暫時休憩いたします。(休憩 午前 10時50分)

○宇都宮委員長

では再開いたします。 (再開 午前 10 時 53分)

質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。一議案ずつ採決を行ってまいります。お諮りいたします。議案第115号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第116号「西予市水道布設 事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制 定について」原案に賛成の委員の挙手を求め ます。挙手全員により、当委員会としては原 案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第117号「西予市簡易水道 及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一 部を改正する条例制定について」原案に賛成 の委員の挙手を求めます。挙手全員により、 当委員会としては原案どおり可決することに 決しました。

続きまして、議案第118号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第119号「西予市浄化槽市

町村整備推進事業条例の一部を改正する条例 制定について」原案に賛成の委員の挙手を求 めます。挙手全員により、当委員会としては 原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第120号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」 原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。暫時休憩といたします。(休憩 午前10時55分)

○宇都宮委員長

再開いたします。(再開 午前10時55分) 続きまして、議案第122号「令和元年度西予 市一般会計補正予算(第1号)」上下水道課 所管分、議案第126号「令和元年度西予市公共 下水道事業特別会計補正予算(第1号)」、 以上2議案につきましては、関連が深いため 一括で説明を求めることとし、しかる後に質 疑を行い、一議案ずつ採決を行うこととした いと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○宇都宮委員長

それでは松下課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

議案第122号「令和元年度西予市一般会計補 正予算(第1号)」上下水道課所管分、議案 第126号「令和元年度西予市公共下水道事業特 別会計補正予算(第1号)」につきまして、 関連がございますので、一括してご説明申し 上げます。

それでは、議案第126号「令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。まず、初めに、令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の1ページ目をお開きください。今回の補正は、社会資本整備総合交付金の内定通知に伴う事業費の減額及び財源の調整であります。総則ですが、第1条において、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8520万4000円とするものであります。それでは、予算書の8ページをお開きください。まず歳出ですが、1款事業費、2項施設整備費、1目施設整備費、15節工事請負費の国庫補助対象分80万円を減額し、施設整備費

の補正後の予算額を8902万7000円とするもの であります。次に、歳入ですが、7ページを お開きください。3款国庫支出金、1項国庫補 助金、1目公共下水道事業費国庫補助金を40万 円減額し、補正後の予算額を 1460 万円として おります。これは、交付額の減額内定による ものであります。次の4款繰入金、1項繰入金、 1 目繰入金の施設管理費として 20 万円を減額 しております。この繰入金を減額することに 伴いまして財源も減額となっております。一 般会計補正予算の 25 ページをお開きください。 8 款土木費、5 項都市計画費、2 目公共下水道 費、28 節繰出金が20万円減額となっておりま す。特別会計補正予算の7ページに戻ってい ただきたいと思います。7款市債、1項市債、 1 目公共下水道事業債のうち、下水道事業債及 び過疎対策事業債をそれぞれ 10 万円減額し、 補正後の予算額を 2250 万円とするものであり ます。この減額につきましては、国庫補助金 の減額に伴い事業費が減少したことによる財 源調整を行ったものであります。以上で、議 案第122号「令和元年度西予市一般会計補正予 算(第1号)」上下水道課所管分、議案第 126 号「令和元年度西予市公共下水道事業特別 会計補正予算(第1号)」の説明とさせてい ただきます。以上2議案についてよろしくご 審議の上、ご決定いただきますようお願い申 し上げます。

○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより 2議案一括で質疑を行います。質疑はありま せんか。

○宇都宮委員長

以上で質疑を終結といたします。それでは、 1議案ずつ採決を行ってまいります。お諮り いたします。議案第122号「令和元年度西予市 一般会計補正予算(第1号)」上下水道課所 管分について、原案に賛成の委員の挙手を求 めます。挙手全員により、当委員会としては 原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第126号「令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第127号「令和元年度西予 市水道事業会計補正予算(第1号)」につい てを議題といたします。松下課長の説明を求 めます。

〇松下上下水道課長

それでは、議案第127号「令和元年度水道事業会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。予算書1ページをお開きください。

総則からご説明申し上げます。第2条の収益的支出において、第1款水道事業費用、第1項営業費用を678万円減額し、補正後予算額を7億800万8000円とするものであります。次に、第3条では、議会の議決を得なければ流用できない経費について、職員給与費を678万円減額し、補正後予算額を1億1619万6000円に改めるものであります。以上で、総則の説明とさせていただきますが、今回の補正は人事異動に伴う職員給与費の調整によるものであります。それでは、詳細についてご説明申し上げます。

予算書の8ページをお開きください。まず、収益的支出として、1 款水道事業費用、1 項営業費用、4 目総係費において、1 節給料、2 節手当等、5 節法定福利費を調整して 678 万円を減額し、補正後1億2932万5000円とするものであります。以上で、議案第127号「令和元年度水道事業会計補正予算(第1号)」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより 質疑を行います。質疑はありませんか。

○小野副委員長

先ほど課長では人事異動というふうな説明 でしたが、職員1名の減ですか。

○松下上下水道課長

お答えします。職員1名の人件費の減であります。

○小野副委員長

昨年の水害でね、ライフライン、特にあの 水道等の破損とか破損箇所が多いんですけど も。これ1名減になった場合に、仕事、市民 サービスの低下にならないかいうことを懸念 しとるんですが、その辺のところ大変ご苦労 だと思うんですけれども、しっかりやっていただいて市民生活に支障のきたないようにしていただいたらなとこのように思いますので、 課長答弁を求めて質疑を終わります。

○松下上下水道課長

職員の1名減ということにはなっておりますが、水道会計のほうで支出をする職員の数ということで、現実的には人数的には減少しておりませんので、市民サービスには影響ないかと思われます。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第127号「令和元年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)」に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。暫時休憩いたします。(休憩 午前11時08分)

○宇都宮委員長

再開いたします。(休憩 午前11時25分) それでは、建設課所管分の議案審査に入り ます。議案第113号「西予市道路占用料徴収条 例の一部を改正する条例制定について」、議 案第114号「西予市港湾管理条例の一部を改正 する条例制定について」以上2議案は、一括 議題といたします。三瀬課長の説明を求めま す。

○三瀬建設課長

それでは、議案第113号「西予市道路占用料 徴収条例の一部を改正する条例制定について」 並びに関連がございますので、議案第114号 「西予市港湾管理条例の一部を改正する条例 制定について」の議案2件についてご説明申 し上げます。

今回の改正は、ことし、令和元年 10 月1日 から施行予定の消費税法改正に伴い、本条例 に明記してある消費税率及び地方消費税を改 正するものであります。タブレット資料として113 号西予市道路占用料徴収条例新旧対照表をお送りしております。ごらんください。左側が現行条例で右側が改正案でございます。ともに抜粋でつくっておるわけでございます。改正する条文は第3条第2項でございます。改正案を赤字で表示しておりますとおり

1.08 を 1.10 に改めるものであります。なお、この条例の改定は、令和元年 10 月 1 日から施行する予定としております。

続きまして、議案第114号「西予市港湾管理 条例の一部を改正する条例制定について」ご 説明を申し上げます。今回の改正は、先ほど の市道占用と同じく、ことし令和元年 10 月1 日から施行が予定されております消費税法改 正に伴う、別表第3、第11条関係の土砂採取 料及び別表第5、第12条関係の使用料につい て、消費税の改正後の税率 1.10 にあわせまし て、料金を改正するものであります。これに つきましてもタブレット資料として 114 号西予 市港湾管理条例新旧対照表並びに同じく野積 場の名称についての二つをお送りしておりま す。まず港湾管理条例の新旧対照表をごらん ください。左側が現行条例で右側が改正案で ございます。消費税込みの金額を記載してお ります。別表第3、土砂採取料につきまして は、1立方メートル当たりの採取料として土 砂は 20 円を 22 円に、かき込砂利は 40 円を 42円に、砂・砂利は50円を52円に、栗石・玉 石も50円を52円に料金改正するものでござい ます。また別表第5、12条の関係の使用料に つきましても、同様に野積場使用料金を1平 方メートル当たり 610 円から 639 円に改正し、 係船料は、定期船が1トンにつき1回、0.5円、 不定期船が1トンにつき1日1円、貨物通過 量は1トンにつき10円を11円に改正いたしま す。続きまして、同じく別表第5号のところ でございますが、タブレット資料 114 号野積場 の名称についてをお開きください。野積場の 航空写真をつけております。野積場の名称が 埋め立て前の朝立永井となっておりました。 新旧対照表でごらんのとおりでございます。 それで現在使用されている場所が畑岡という 場所でございますので、朝立永井を朝立畑岡 に名称を改めるものでございます。なお、こ の条例の改正も令和元年 10 月1日から施行す る予定としておるわけでございます。以上、 ご説明とさせていただきます。ご審議の上、 ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより 質疑を行います。質疑はありませんか。

○森川委員

道路の占用料ですが、1年間にどれぐらい 西予市に納める人がありますか。

○三瀬建設課長

道路占用料の実績でございますが、平成28年度が169件で684万4000円、平成29年度が168件、690万7000円、平成30年度が181件、724万9000円。以上でございます。

○小野副委員長

港湾言うのは三瓶しかないからすぐわかるんやけども、先ほどの関連質問なるんやけども、道路の占用徴収、市道よねむろん、それは普通の通行の障害にならない場所を指してると思うんやけれども、えらいこれ金額多いんやがどのぐらいあるんかな箇所は。

○宇都宮委員長

暫時休憩いたします。 (休憩 午前 11 時 30分)

○宇都宮委員長

再開いたします。 (再開 午前11時31分)

○三瀬建設課長

先ほどのご質問でございますが、道路占用の申請状況につきましては、電柱の関係もございますし、また住宅の解体工事とかの足場架設、これが道路敷にまいったときは、平米当たり200円という料金をいただくようになりますので、そこで仮設したとこの面積、それによって出ておる事例もたくさんございます。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

それでは、以上で質疑を終結といたします。 それでは、1議案ずつ採決を行ってまいります。お諮りいたします。議案第113号「西予市 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制 定について」原案に賛成の委員の挙手を求め ます。挙手全員により、当委員会としては原 案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第114号「西予市港湾管理条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第122号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)」建設課所管分を議題といたします。三瀬課長の説明を求

めます。

○三瀬建設課長

続きまして、議案第122号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)」建設課所管分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出でございますが、補正予算書 23 ページをお開きください。下のほうになり ます。8土木費、1土木管理費、1土木総務費、 建設課庶務事業におきまして 185 万 3000 円を 計上しております。これは臨時職員1名が再 任用から臨時雇に雇用形態が変更したことに よるものでございます。続きまして、24 ペー ジをお開きください。同じく土木総務費、公 用車管理事業 (建設課分) におきまして、公 用車2台分のリース料として80万円を計上す るものでございます。財源については、賃金、 そしてまた使用料とも一般財源で対応してお る予定でございます。続きまして、8 土木費、 2 道路橋梁費、3 道路新設改良費、ページの中 央部分の財源内訳にありますように、地方創 生道路整備推進交付金の内示額に合わせまし て、財源の内訳を変更するものでございます。 国庫支出金を 150 万円減額し、起債借入額を 150 万円増額するものでございます。続いて、 25 ページをお開きください。下のほうになり ます。8 土木費、6 住宅費、1 住宅管理費、公 営住宅管理事業におきまして、公営住宅アス ベスト除去工事費 919 万 6000 円を計上するも のでございます。これは昨年の豪雨により浸 水被害を受けました一の瀬団地の 16 区でござ いますが、ここの解体並びに建てかえ計画を 進めるに当たって、解体前検査を行いました。 そのときに外壁の塗装材にアスベストが含有 しているということが判明いたしましたので、 その除去費用を計上しておるわけでございま す。次に、住宅管理費、地域住宅交付金事業 におきまして 3650 万円を減額しております。 これは先ほどのアスベスト除去工事の影響も ございまして、一の瀬団地の解体工事が遅れ ることが予想されます。本年度予定しており ます一の瀬団地の建てかえ計画の基本設計料、 建築の実施設計委託料、これは850万円に予算 組んでおるわけでございますが、850万円及び 敷地造成工事 2800 万円、この2件について年 度内の完了が見込めないのじゃないかという

ことで予算を減額するものであります。続い て、小規模住宅地区等改良事業におきまして 3600 万円を計上いたしております。これは、 昨年30年7月豪雨により甚大な被害を受けま した野村地区のうち、三島町地区、本町地区 に生活道路、ポケットパーク、公園広場、駐 車場などを整備し、住環境の改善を図るため、 現地測量、基本設計、基本計画の策定、そし て用地購入の前段となります不動産鑑定業務 に係る委託料を計上するものでございます。 続きまして、歳入についてご説明申し上げま す。予算書9ページにお戻りください。13 国 庫支出金、1 国庫負担金、5 災害復旧費国庫負 担金、1 公共土木施設災害復旧費国庫負担金 3億4351万1000円でございます。これは道路 橋梁河川災害復旧工事に伴います激甚災害指 定に伴う国庫負担金のかさ上げ分が今回、こ の 3 億 4351 万 1000 円でございます。次に、 10 ページをお開きください。13 国庫支出金、 2 国庫補助金、5 土木費国庫補助金、1 道路橋 梁費国庫補助金 150 万円の減額です。内訳とい たしましては、市道2級路線8号線の改良事 業が 100 万円、そして、市道石城地区 15 号線 の改良事業が50万円、それぞれ国庫補助内示 額により減額されたということで、150万円を 減額しているものでございます。次に、2節住 宅費国庫補助金 1375 万円ですが、内訳として は社会資本整備総合交付金、住宅管理の事業 の一の瀬団地の基本設計、実施設計に係る補 助金 425 万円を減額するものでございます。先 ほど実績経費 850 万円を減額さしてくださいと いうことの半額が国庫補助対象ですので、こ こに 425 万円の減額ということで計上させても らっております。また社会資本整備総合交付 金(小規模住宅地区改良)事業といたしまし て、事業費 3600 万円の 50%、1800 万円につい て、国庫補助を計上しております。425 万円の 減額と 1800 万円の増額で相殺いたしまして、 1375 万円の増額ということで計上しておるわ けでございます。続きまして、12 ページをお 開きください。20 市債、1 市債、5 土木債、 1 道路橋梁債 150 万円でございます。これは先 ほどの国庫補助金の内示額が下がりました市 道2級路線8号線が100万円、市道石城地区 15 号線が 50 万円、起債の借入額を増額するも

のでございます。次に、4 節住宅債 1620 万円を計上しております。これは社会資本整備総合交付金(小規模住宅地区改良)事業の補助残の1800万円の90%に該当する額が起債対象になりますので計上させてもらっております。続きまして、13 ページをお開きください。11 災害復旧事業債、1 公共土木施設等債を3億900万円減額するものであります。これは、激甚災害指定によりまして、国庫補助内示額が上がったため、財源調整のために起債借入額を減額するものでございます。以上、6月補正予算の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより 質疑を行います。質疑はありませんか。

○小野副委員長

25 ページの公営住宅管理事業で、課長、アスベストの除去工事のためというふうな予算言われましたけども、これは私の勉強不足かもわかりませんがね、労働安全衛生法に抵触するんではなかろうかと思うんですよ、この工事は有害ですから。最近も問題になりましたよね。それでこれは免許がいるのか、講習で構わんのか、まずお聞きをします。工事者のいわゆる責任者に取り扱い主任とかなんかいう免許がいるのか、講習でいいのか、それが要るのか要らんのか。まずお聞きします。

○宇都宮委員長

暫時休憩いたします。(休憩 午前 11 時 49分)

○宇都宮委員長

再開いたします。(休憩 午前11時53分)

○三瀬建設課長

ただいまのご質問のアスベスト除却に伴う 有資格者の確認ということでございますが、 石綿除却作業主任者の講習を受けて有資格者 による作業、これは義務づけられておるとい うことでございます。なお、現場におきまし ても、常に施工計画書を確認して、作業主任 者の今までの実績、そしてまた、有資格かど うかということも確認して施工してまいりた いと思っております。

○小野副委員長

そういうことであれば結構なんですけどね、 やはり市の発注する公共事業ですので、あと 遺漏のないように十分な監理・監督をお願い をしておきます。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小玉委員

25 ページのですね、小規模住宅地区改良事業で三島町のところにポケットパークとか公園つくるって言われよったのは、東給食センターの跡地につくるんですか。

○三瀬建設課長

タブレット資料を今お送りしております。 タブレット資料に小規模住宅地区改良事業位 置図(イメージ図)というのがございますの でごらんください。この図面は国土交通省の 四国地方整備局に提出いたしました計画概要 図に施設の整備のイメージの画像を張りつけ ておるわけでございます。対象区域が赤の一 点鎖線で囲っておるわけでございますが、本 町地区が 2.85 ヘクタール、三島町地区が 2.57 ヘクタールでございます。ここで居住さ れている方々が、新たなところで生活再建が 図れるようにその土地を買い取ること。そし てまたそのあとの敷地につきましては、今ま だ検討中でございます。場所はそこの赤い区 域内の地区内におきまして、ポケットパーク とか、あと親水公園とか駐車場とか、それら につきましては、また野村復興まちづくりの デザインワークショップを開きまして、市民 の方々のご意見を反映するように計画してま いりたいと今考えてるところでございます。 張りつけてある写真については、あくまでも 設計業者、コンサルタントがほかのところの 事例を参考に添付しておる状況でございます。 具体的にはまだ白紙でございます。基本設計、 基本計画をこれから作るための予算要求とい うことで計上させてもらっております。

○小玉委員

買い取り言われましたけど、それ7割で買い取るとか、前の価格のいうのちょっと聞いたんですが、買い取り価格、その土地の。

○三瀬建設課長

買い取り価格の割り合いとかは、そこまで の話はしておりません。今回の設計委託によ って土地の評価を確認しまして、その後、事業を進めていきたいと考えております。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第122号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)」建設課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。暫時休憩いたします。(休憩 午前11時57分)

○宇都宮委員長

再開いたします。(再開 午後1時00分) それでは、陳情第2号西予市内建設業者の育 成に関する要望書について審査したいと思い ます。

本件につきましては、御承知のとおり、昨年度の一部追加のある要望書の案件となっております。各自資料の読み込み調査をしてこられたと思いますが、一旦暫時休憩して、自由に意見を出していただきたいと思います。暫時休憩いたします。(休憩 午後1時01分)

○宇都宮委員長

再開いたします。(再開 午後1時15分) 本件につきましては、西予市議会基本条例 第5条第3項及び西予市議会請願及び陳情取扱 規程第15条により、趣旨説明をしていただく ために、一般社団法人愛媛県建設業協会建築 部会西予分会長 和気恵治様に来ていただい て、ご説明をしていただくということで、ご 異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○宇都宮委員長

では、次回の日程を6月24日月曜日の午後 1時から開会したいと思いますけれども、よろ しいでしょうか。暫時休憩いたします。(休 憩 午後1時17分)

○宇都宮委員長

再開いたします。(再開 午後1時20分) 24日はその後に行政の方からも来ていただい て説明をお願いしようになります。だいたい 予定としては15時ぐらいの予定で構いません でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ではそのように決定させていただきます。

散会を告げる。(散会 午後1時21分)

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長